

白根公園駐車場管理運営業務委託募集要項

1 公募の概要

(1) 公募の趣旨・目的

白根公園駐車場は、周辺道路の迷惑駐車等の対策として設置されたものです。横浜市旭区役所では、白根公園駐車場の管理運営について受託者を公募し、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減を図ります。

(2) 委託施設

白根公園駐車場

(3) 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 業務の内容と責任の分担

(1) 管理運営方針

ア 時間貸駐車場（四輪自動車専用）として運営すること。

イ 駐車場や出入口付近、場内・場外における交通安全を確保すること。

ウ 駐車場の管理運営にあたっては、市の施策に十分配慮すること。

(2) 駐車場の概要

ア 名称 白根公園駐車場

イ 場所 横浜市旭区白根 4-6

ウ 面積 600 m² 41 台分の駐車スペース（身体障害者用 2 台含）

エ 駐車場機器等

駐車券発行機、料金精算機、カーゲート、バーキャッチャー、ループコイル、ループ感知器、満空表示機等

オ 供用時間

午前 0 時から午後 12 時（24 時間）

カ 利用料金

30 分まで無料

1 時間まで 100 円

1 時間以降 1 時間ごとに 100 円

キ 年間利用台数等

別紙 1 のとおり

ク 駐車場図

別紙 2 のとおり

ケ 土地の所管

都市公園法 5 条により横浜市が旭区に公園施設設置許可をしています。

(3) 業務の内容

ア 駐車場機器等のリース契約の締結

設置されている駐車場機器等は、賃貸物件ですので、リース会社と受託者の間で協議の上買い取りとするか、または賃貸契約を締結し、受託者の負担で駐車場機器等の費用をお支払いください。ただし、受託者の買い取りとした場合でも、継続して白根公園駐車場用の機器として利用しますので、受託期間終了後は、次の受託者と協議の上、譲渡もしくは引継ぎをしていただきます。

賃貸物件以外に必要な機器が生じた場合は、受託者の負担で設置してください。

イ 管理運営業務

- (ア) 駐車場機器等の操作・運転・安全確認
- (イ) 駐車場機器等の保守点検・維持修繕
- (ウ) 駐車券などのチケット類、釣り銭の補充・回収
- (エ) 駐車場機器の照明装置の電球、蛍光灯の交換
- (オ) 駐車場内の修繕・日常清掃
- (カ) 光熱費の支払い
- (キ) 利用者等のトラブル防止
- (ク) 事故、苦情等の対応
- (ケ) 24 時間対応として緊急連絡先を明記
- (コ) イベント等により市や区が駐車場を一部又は全部使用する場合のゲートの閉鎖や開放
- (サ) 駐車場内（別紙 3 参照）の植栽、低木管理（適宜剪定や伐採を実施）

ウ 利用料金集金業務

- (ア) 利用料金の集金
- (イ) 利用料金集金報告書の提出
- (ウ) 利用料金の独自の口座での管理

エ 利用料金の減免業務

次の場合、利用料金の減免処置をとってください。

減免処理は、定期券 100 枚、駐車サービス券 500 枚を発行することにより行い、その費用は受託者に負担していただきます。

- (ア) 障害者及びその介護者が、地区センター、図書館を使用する場合
- (イ) 公務員、準公務員が、公務のため使用する場合
- (ウ) 図書館、地区センターが依頼した納品業者、清掃業者が使用する場合
- (エ) 市や区が主催する防災訓練等に使用する場合
- (オ) 公用車、緊急自動車を使用する場合
- (カ) 地域活動ホームあさひ関係車両がゲートを通過する場合
- (キ) 市や区が行う工事施工に伴い、工事関係車両が使用する場合

オ 経営管理業務

- (ア) 事業計画書（年度）の作成
- (イ) 事業報告書（月次、年度）の作成
- (ウ) 関係機関との連絡調整
- (エ) 前任者及び後任者との引継ぎ業務

3 収入と市への納入金

(1) 収入

駐車場の利用に係わる料金は、受託者の収入とし、その収入をもって駐車場の管理運営に要する費用にあてていただく「利用料金制度」を導入いたします。委託料の支払いはいたしませんので、利用料金収入で運営してください。

(2) 納入金

利用料金の収入見込額から管理運営に要する費用を差し引いた額のうち、市に納入していただく最低保証額を提案してください。

なお、年度終了時において、最低保証額に不足が生じた場合は、その差額を受託者が補填してください。また、収入見込額を上回る収入があった場合には、区と協議したうえで、超過分を分配して納入してください。

最低保証額については、応募の際に提案していただきますが、区と受託者が締結する契約により確定します。

納入金については、最低保証額の半額を令和8年10月末までに、残額等を令和9年4月末までに納入するものとします。ただし、不可抗力(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び伝染病・感染症の流行などの横浜市又は受託者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う)による利用料金収入の減少があった場合は、影響を最小限にするとともに、別途、区と協議するものとします。

4 事業の適正な実施

(1) 研修の実施

受託者は従事者に対し、適切な業務遂行ができるよう、必要な研修をしなければなりません。

(2) 再委託の禁止

受託者は、管理運営に係わる業務を一括して第三者に委託し、また請け負わせることはできません。業務の一部を第三者に委託する場合には、区の承認が必要です。

(3) 個人情報の保護

受託者は、管理運営業務を行うにあたって保有することになる個人情報を適正に保護しなければなりません。

(4) 文書等の整理・保存

受託者は、業務の遂行に伴い作成又は受領する文書等を適正に管理・保存することとします。また、委託期間終了時に、区の指示に従って引き渡すこととします。

なお、出納関連の事務については、監査等を行う必要のある場合には、区から受託者に対して帳簿書類やその他記録の提出を求めることがありますので、適正に管理してください。

(5) 秘密保持の義務

受託者は、業務の遂行にあたって知り得た秘密・情報を漏らしてはなりません。委託期間終了後も同様とします。

(6) 受託業務に対する保険の加入

受託者の注意義務を怠ったこと等により、利用者や第三者に損害を与えた場合の備えとして、受託業務に対する施設賠償保険に加入し、保険料を負担していただきます。

(7) 災害時の対応

大規模災害発生時には、白根地区センターは旭区災害対策本部の拠点となり、駐車場も拠点の一部となりますので、受託者は 24 時間緊急連絡体制を確立することとします。

(8) 法令の遵守

管理運営業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守することとします。

5 応募

(1) 応募の資格

応募者は、「過去 3 年以内において、国又は地方自治体で機械式駐車場を含めた駐車場の管理に関する業務実績を有する法人又はその他の団体」で、かつ「横浜市の有資格者名簿登載事業者」とします。個人での応募はできません。

(2) 関係法令等の遵守

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、委託期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

イ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

ウ 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月条例第 38 号）

エ 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者派遣法等）

オ 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律等）

カ 横浜市行政手続条例（平成7年3月条例第15号）

(3) 欠格事項

応募時において次に該当する場合は応募できません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること

イ 横浜市から競争入札等の参加に関して、指名停止措置を受けていること

ウ 過去3年以内に、法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること

エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

オ これまでに受託者の責に帰すべき事由により契約を解除され、その日から2年を経過していないこと

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

6 応募方法

(1) 応募書類

ア 受託申請書（様式1）

イ 宣誓書（様式2）

ウ 法人等の概要書（様式3）

エ 事業計画書（様式4-1～6）

オ 納入金提案書・収支予算書（様式4-7～8）

カ 申請団体役員名簿（様式5）

キ 質問票（様式6）

ク 応募辞退届（様式7）

(2) 応募方法

担当課への提出書類の持参（郵送不可）

(3) 受付日

令和8年3月23日（月）

7 質問受付

(1) 受付期間

令和8年3月17日（火）から3月19日（木）

(2) 質問方法

下記電子メールアドレスに質問票を電子メールで送付ください。
電話での質問には一切お答えできませんのでご注意願います。

(3) 回答方法

質問があった場合は、令和8年3月23日(月)に、横浜市旭区役所ウェブサイトに掲載することにより回答します。

(4) 電子メールアドレス

as-shisetsu@city.yokohama.lg.jp

8 選定及び協定の締結

(1) 選定

提出書類の内容等を、区が設置した選考委員会が書類審査(採点・選考)を行い、受託者を決定します。

(2) 選定基準・評価項目

選定における評価項目は次のとおりとし、45点満点とします。

ア 駐車場の管理運営の基本事項【15点】

- (ア) 管理運営にあたっての基本方針
- (イ) 経験、ノウハウや特徴を活かした提案
- (ウ) 駐車場の管理運営実績

イ 駐車場の管理運営体制・方法【20点】

- (ア) 駐車場機器の維持管理、保守点検
- (イ) 駐車場の安全対策、防犯対策
- (ウ) 緊急時等の体制と対応計画、利用者へのトラブル対応
- (エ) 利用者サービスの向上、利用促進

ウ 収支計画と最低保証・分配率【10点】

- (ア) 収支計画・予算の策定
- (イ) 最低保証額の設定

(3) 選定委員会

旭区役所職員 5名

(4) 契約の締結

区は、受託者となる者にヒアリング及び細目の協議を行った上で、契約を締結します。

(5) その他

ア 業務引継

受託者となった者は、業務開始までに現在の駐車場管理者から引継ぎを受け、支障なく業務を開始しなければなりません。

また、受託期間の終了又は受託の取消しにより業務を引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

イ 受託の取消

次の場合には、受託を取り消す場合があります。

- (ア) 正当な理由なくして契約の締結に応じないとき
- (イ) 受託者が契約締結までに業務の履行が確実にないと認められるとき、又は著しく社会的信用を損なうとき
- (ウ) 管理を継続することが適当でないと認められるとき

9 スケジュール

- (1) 公募要項の発表・配布 令和8年3月17日(火)～令和8年3月19日(木)
- (2) 質問事項の受付 令和8年3月17日(火)～令和8年3月19日(木)
- (3) 質問に対する回答 令和8年3月23日(月)
- (4) 公募受付日 令和8年3月23日(月)
- (5) 審査・受託者の公表 令和8年3月下旬(予定)
- (6) 委託契約の締結 令和8年3月下旬(予定)
- (7) 業務引継 委託契約締結から令和8年3月末日まで
- (8) 業務の開始 令和8年4月1日(水)

10 問合せ及び申込書類提出先

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-4-12

横浜市旭区役所地域振興課 区民施設担当 (区役所 2階 22番窓口)

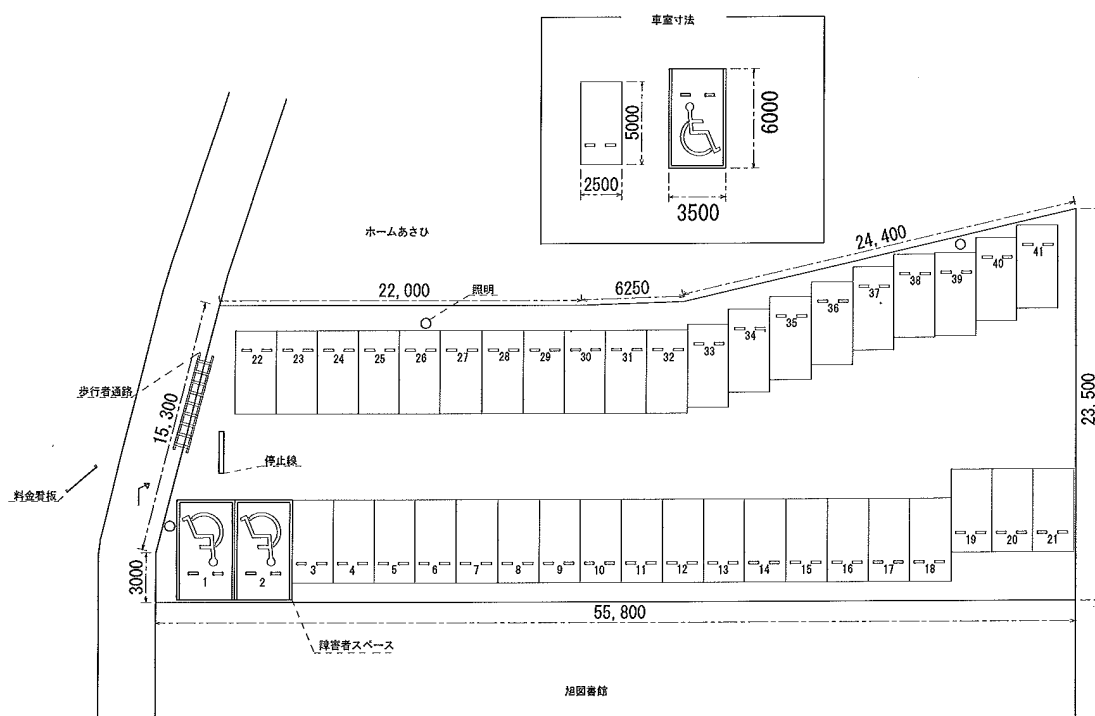
電話：045-954-6097

電子メールアドレス：as-shisetsu@city.yokohama.lg.jp

別紙1 年間利用料金額・利用台数

年度	利用料金	利用台数
令和2年度	5,365,400円	68,359台
令和3年度	6,640,200円	83,397台
令和4年度	6,083,500円	81,015台
令和5年度	6,676,300円	83,575台
令和6年度	7,035,400円	83,395台

別紙2 白根公園駐車場平面図



別紙3 植栽、低木維持対象範囲

